山梨県	甲府市　富士河口湖町
［略］	［略］
岐阜県	岐阜市　関市　海津市　垂井町
［略］	［略］
滋賀県	大津市　日野町
［略］	［略］
岡山県	岡山市　津山市　高梁市
［略］	［略］
愛媛県	松山市　今治市　西予市
［略］	［略］
長崎県	長崎市　佐世保市　時津町
熊本県	熊本市　八代市　長洲町
［略］	［略］
宮崎県	宮崎市　延岡市　木城町
鹿児島県	鹿児島市　薩摩川内市　志布志市
［略］	［略］

備考

家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる平成二十九年八月二十四日現在における名称及び区域によるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○環境省告示第六十五号

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）別表第五の一の項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種を定める件（平成十八年九月環境省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月三十一日から適用する。

平成二十九年八月二十四日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種は、*Ommatophoca rossi*（ロスアザラシ）とする。	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種は、オンマトフォカ・ロスイ（ロスアザラシ）とする。

山梨県	甲府市　上野原市
［同上］	［同上］
岐阜県	岐阜市　関市　飛騨市　海津市
［同上］	［同上］
滋賀県	大津市　野洲市
［同上］	［同上］
岡山県	岡山市　津山市　早島町
［同上］	［同上］
愛媛県	松山市　今治市　八幡浜市
［同上］	［同上］
長崎県	長崎市　佐世保市　平戸市
熊本県	熊本市　八代市　氷川町
［同上］	［同上］
宮崎県	宮崎市　延岡市　小林市
鹿児島県	鹿児島市　日置市　曽於市
［同上］	［同上］

備考

家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる平成二十八年八月十五日現在における名称及び区域によるものとする。

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成29年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成29年度ＩＴパスポート試験（7月実施分）の合格者を平成29年８月15日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成29年８月24日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充